

「子ども」および「ひとり親家庭等」医療費助成制度の改正

市では、令和2年8月診療分から、「3歳未満の子ども」、「市民税非課税世帯の子ども」、「すべての受給資格者に係る入院および指定訪問看護」の医療費について、保険診療の自己負担を無料とします。

現在、受給者証をお持ちで、受給対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

なお、現在重度心身障害者医療助成受給者証をお持ちの方で、子ども医療（中学卒業までの子ども）・ひとり親家庭等医療（ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と母または父）の対象となる場合は、制度を移行することができます。詳しくは、お問合せください。

◇子ども医療費助成制度



受給者の区分	市民税の課税状況等	受給者自己負担※	
		現 行	改正後
3歳未満	非課税世帯・課税世帯	初診時一部負担金 (指定訪問看護は1割負担)	無料
3歳～中学生	非課税世帯	初診時一部負担金 (指定訪問看護は1割負担)	無料
	課税世帯	通 院	1割負担
		入 院 (指定訪問看護も含む)	無料

◇ひとり親家庭等医療費助成制度

受給者の区分等	市民税の課税状況等	受給者自己負担※	
		現 行	改正後
3歳未満	非課税世帯・課税世帯	初診時一部負担金 (指定訪問看護は1割負担)	無料
3歳～20歳未満	非課税世帯	初診時一部負担金 (指定訪問看護は1割負担)	無料
	課税世帯	通 院	1割負担
		入 院 (指定訪問看護も含む)	無料
親 (入院および指定訪問 看護のみ助成対象)	非課税世帯	初診時一部負担金 (指定訪問看護は1割負担)	無料
	課税世帯	1割負担	無料

※ 受給者自己負担

「初診時一部負担金」：初診料算定時に、医科は580円、歯科は510円、柔道・整復等はひとり親家庭等のみ270円を負担。

「1割負担」：かかった医療費の1割を負担。

お問合せ 子育て支援課 ☎21-3181

ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料の助成拡大について

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けを受けたい方（依頼会員）と、育児の手助けをしたい方（提供会員）で構成する会員組織です。

4月から、ひとり親家庭の対象世帯に対し、30分あたり100円（通常200円）で利用できるよう制度を拡充しました。

対象 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療助成の対象世帯

利用券（子育て応援券）申請方法

- ①ファミリー・サポート・センターに依頼会員として登録
- ②申請書作成（市のHPからダウンロードまたはファミリー・サポート・センター窓口で配布）
- ③申請書、依頼会員証、児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証、印鑑を持参のうえ、ファミリー・サポート・センターへ申請し、利用券を受領

※ 使用期限は年度末までです。利用の際は、30分あたり100円と子育て応援券1枚を提供会員に渡してください。

お問合せ ファミリー・サポート・センター（若松町33番6号 総合福祉センター3階 ☎23-3920）

子どもサービス課 ☎21-3284